

## 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について

### 1 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点について

あなたは今回の技能実習において、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがありますが、実習実施者は、あなたに健康障害を発生させないための措置を講ずるほか、あなたの健康管理のための健康診断を実施する義務があります。

あなたは、自身の健康障害を防止するため、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなど、ルールを守って技能実習を行うほか、実習実施者が実施する健康診断を受ける義務があります。

技能実習の申込みは、これらの内容について十分に理解した上で決定してください。

### 2 労災保険給付について

石綿にばく露することによって、将来、肺がんや中皮腫等の疾病を発症する可能性があります。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。

なお、労災保険給付については、技能実習生が母国に帰国した場合であっても請求することができます。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名 \_\_\_\_\_

（申請者（実習実施者）との関係 \_\_\_\_\_ ）

以上の内容について、上記の説明者から説明を受け、その内容を十分理解しました。

年 月 日

技能実習生になろうとする者／技能実習生の署名 \_\_\_\_\_